『印鑑登録のご案内』

☎お問い合わせ

流山市役所市民課

TELO4-7150-6075(直通)

登録できる人

流山市に住民登録している15歳以上の方。※意思能力を有しない方は登録できません。

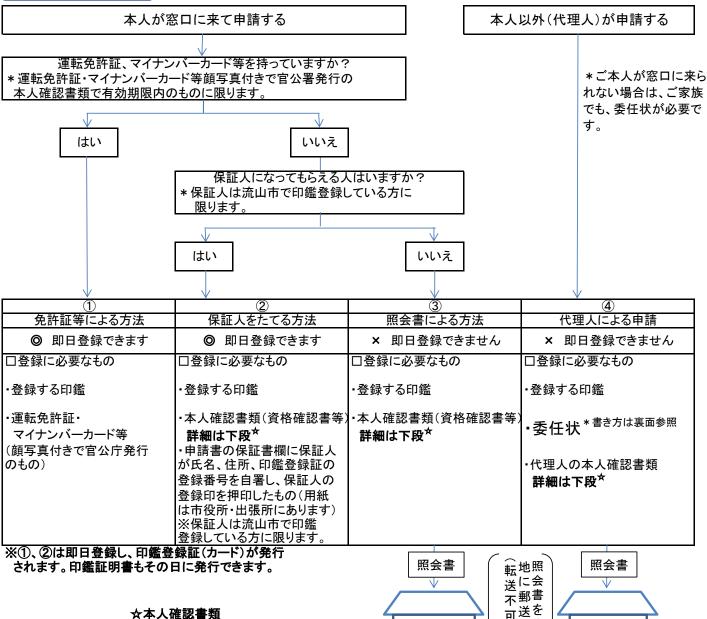
登録できるところ

流山市役所市民課 各出張所

登録手数料

300円

登録方法フローチャ--|-



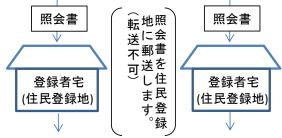
本人が窓口に来て、即日登録する場合 (上記フローチャート①の場合)は、 必ず②の本人確認書類が必要です。 ②~④の場合はB2点でも確認可能です。 全て有効期限内のものに限ります。

*****1点でよいもの****

(A) 官公署発行の顔写真入身分証 (運転免許証・マイナンバーカード・旅券・ 顔写真付住基カード・身体障害者手帳・ 運転経歴証明書【H24.4.1以降に発行したもの】等)

* * * * * 2点以上必要なもの * * *

B 資格確認書·年金手帳·年金証書·介護保険証· 社員証・氏名及び生年月日等が確認できるもの



照会書を申請した窓口へ持参する	
する場合	□登録に必要なもの ・登録する印鑑 ・回答書(照会書と一緒になっています。) ・本人確認書類(資格確認書等)
代理人が来庁	口登録に必要なもの ・回答書兼委任状(照会書と一緒になっています。) ・代理人の本人確認書類(免許証等)
※③ ④は後日回答書を持参した日に 印鑑登録証(カード)	

が発行されます。印鑑証明書はその日に発行できます。

■印鑑登録について

- 登録できる印鑑は、1人1個です。
- ひとつの印鑑を、他の人と共用することはできません。
- ・ 印鑑の大きさ、材質等に制限があります。

次のような印鑑は登録できませんので、ご注意ください。

- 住民基本台帳に記載してある「氏」「名」を表していないもの
- 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- 印影の大きさが、8mm四方の正方形より小さいもの、及び25mm四方の正方形より大きいもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの・輪郭が欠けているもの
- 逆さ彫りのもの(文字が凹んで白くなるもの)
- 外国人の方 通称名·カナ併記名での印鑑の登録を希望されている場合は、別途、通称名登録·カナ併記名登録が必要です。

住民票の登録名・通称名・カナ併記名のうち、それぞれの一部を組み合わせた印鑑では登録ができません。

※登録する印鑑についてご不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

■印鑑登録手数料について

- 印鑑登録手数料が、300円かかります。
- ・ 印鑑登録証(カード)が交付されます。カードは大切に保管してください。

■印鑑登録後の窓口での印鑑登録証明書交付について

・ 印鑑登録証(カード)がないと、ご本人でも印鑑登録証明書の交付が受けられませんので、 必ずお持ちください。

■印鑑証明書交付場所

- 市役所市民課(第一庁舎1階①番窓口)
- 東部出張所
- 江戸川台駅前出張所
- 南流山出張所
- おおたかの森市民窓口センター



- *代理人に委任するときは必ず委任状が必要です。
- *委任状は委任する本人が作成してください。(便箋等にご記入ください。)

本人が必ず自筆で署名

委 任 状

住所 流山市平和台1-1-1 代理人 氏名 流 山 太 郎 生年月日 昭和64年1月1日

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

委任する事項 を具体的に 選んでご記入 ください

[委任事項]

- •印鑑登録申請
- •印鑑登録廃止申請
- •印鑑登録証亡失届

令和 年 月 日

住所 流山市平和台2-2-2 委任者 氏名 流 山 花 子 生年月日 昭和12年12月12日

(宛先)流山市長